

仕 様 書

那覇市各種処理券製造請負業務

那覇市 環境部 環境政策課

1. 品名
- ①那覇市そごみ処理券
 - ②適正処理困難物処理券（スプリング入りマットレス）
 - ③適正処理困難物処理券（スプリング入りソファەر2人掛以上）
 - ④適正処理困難物処理券（スプリング入りソファەر1人掛）
- （以下、「各種処理券」という。）

2. 業務概要等

- (1) 業務概要 各種処理券の製作。
- (2) 製作枚数 製作枚数は、合計 127,500 枚とする。
- （内訳：①121,400 枚、②2,500 枚、③2,100 枚、④1,500 枚）

3. 各種処理券の仕様について

- (1) 印刷方法 凸版印刷
- (2) 材質 銀消しネーマ#50
- (3) 糊質 超強粘
- (4) 加工 タンパーカット（張り替え防止のため）
- (5) 色数 特色3色
- (6) 寸法 縦 70mm×横 140mm
- (7) 印刷内容
- ①デザイン 本市が指定したデザインとし、調整のうえ決定する。
処理券に使用する色は、①～④種類それぞれ異なる色を使用すること。
- ②連番印字 下記の管理番号を印字するものとする。
管理番号：①1269051～1390450
②18211～20710
③15831～17930
④11151～12650
- ③版 作成した版（データ）については、確認できるようフィルム等に印刷して本市に提出し、内容などについて校正を受けること。
- (8) 各種処理券の梱包
処理券を 100 枚単位で 1 束にし、これを 10 束で包装する。

4. 納品について

- (1) 梱包の仕様 各種処理券は、箱詰めもしくは袋詰めで納品すること。
- (2) 納入期限 令和6年6月26日（水）

(3) 納品場所 那覇市役所 環境部 環境政策課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 7階

(4) 納品書について

納品日、納品数量がわかるよう納品書を作成し、納品先に手渡すこと。

5. 不適合品等の対応について

(1) 請負者は、製造物責任法第2条第3項に規定する「製造業者等」として、同法第3条の規定に基づく損害賠償の責任が生じた場合、誠意をもって対応するものとする。また、その他関係法令の規定を遵守すること。

(2) 請負者は、納入した各種処理券に不適合品が発見された場合は、請負者の負担でただちに当該不適合品と合格品を無償交換するなど適切な措置をとるとともに、調査等報告書を本市に提出すること。

6. 版について

(1) 本仕様又は、本市の指示した事項並びに本市と協議したうえ決定した事項に従い製版した版の著作権は、本市に帰属するものとする。

(2) 版は電子データで本市に納品すること。

(3) 各種処理券に使用した版について、契約終了後2年間は保管し、その後速やかに破壊のうえ、破棄すること。

7. 製造について

(1) 本件製造を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 製造は県内で行わなければならない。

8. 印刷費について

印刷費には、製版費、梱包用資材など一切の諸経費をすべて含むものとする。